

平成25年6月11日

第2496号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 優良図書等の推奨（276・県民生活課）…………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定（277・県民生活課）…………… 1
- 国土調査の指定（278・農山村振興課）…………… 2
- 保安林予定森林の指定通知（279、280・森林整備課）…………… 2
- 基本測量実施の通知（281・建設政策課）…………… 3
- 建設業の許可の取消し（282・山本地域振興局総務企画部）…………… 4
- 建設業の許可の取消し（283、284・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総合防災課）…………… 5
- 契約の相手方の決定（情報企画課）…………… 6

教育委員会規則

- 秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則（9・福利課）…………… 7

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（57）…………… 7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（58）…………… 7

告 示

秋田県告示第276号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第5条の2第1項の規定により、次の図書を優良な図書として推奨し、平成25年6月11日から施行する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

番号	題 名	発 行 所	著 者 等	推 奨 理 由
1	としょかんライオン	岩崎書店	作 ミシェル・ヌードセン 絵 ケビン・ホークス 訳 福本友美子	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを守ると約束して楽しみに通っていたライオンが、ある日友人を助けるために、約束を破ってしまう。 「きまり」の本当の意味や、人のかかわりの中で大切なものは何かをじっくり考えさせられる本である。

秋田県告示第277号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成25年6月11日から施行する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10718	実録裏家業大辞典	ミリオン出版株式会社	平成25年5月6日

10719	実話BUNKAタブー 7月号	株式会社コアマガジン	平成25年7月1日
10720	裏モノJAPAN 6月号	株式会社鉄人社	平成25年6月1日
10721	裏モノJAPAN 6月号別冊 ヤバい悪グッズ300	株式会社鉄人社	平成25年6月1日
10722	別冊 SPA!	株式会社扶桑社	平成25年5月8日
10723	実話ドキュメント 6月号	株式会社竹書房	平成25年4月29日
10724	チャンプロード 6月号	株式会社笠倉出版社	平成25年4月26日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第278号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 調査の種類
地籍調査
- 2 指定年月日
平成25年6月4日
- 3 調査を行う者の名称
大館市
- 4 調査地域
大館市大字花岡町の一部
- 5 調査期間
平成25年6月14日から平成26年3月31日まで

秋田県告示第279号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市米坂字堂ノ沢30から32、163、165から167、202の1、206の5から206の14、210の1、212、213の1、215の1、218の1、224の8から224の10、字家ノ前169から175、177、178、由利本荘市岩城富田字竹ノ下181の1、185から187、209、212、213、215の1、215の3、にかほ市象潟町横岡字国見館2の1、字上無沢10の4、10の5、10の6（次の図に示す部分に限る。）、7の7、7の8、字鳥越8の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字堂ノ沢30、165、166、31・32・163・202の1・206の6から206の14・210の1・212・213の1・215の1・218の1・224の8から224の10・字家ノ前169から175・177・178・字竹ノ下212・213・215の3・字上無沢10の4・7の7・字鳥越8の1（以上36筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第280号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

能代市天内字大石沢1から3、字大槨ノ沢1から3、4の2から4の8、字滝ノ沢1、字上田表19の1から19の8、19の10から19の19、19の22から19の24、41の1から41の4、41の6から41の16、41の18、41の19

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字大石沢1・字大槨ノ沢3・4の4から4の6・字滝ノ沢1・字上田表19の1・19の6・19の8（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

能代市外割田字宅地57から61、64、65の2から65の4、66から73、75の1、76の3、90、91、93、94、110、111、114から121、122の1、126の1、127から146、横手市山内南郷字赤沢3、4、5の1、5の2、29の1から29の6、29の9から29の14、29の16、29の17、29の19、29の20、29の38、29の40、29の42、29の51、29の53から29の57、29の61、29の62、29の72、29の74、29の77

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字宅地57・65の2・71・72・115・119・141から143・字赤沢29の1・29の4・29の9・29の11から29の14・29の16・29の17・29の20・29の38・29の40・29の61・29の74・29の77（以上24筆について次の図に示す部分に限る。）、4、5の1、5の2、29の42

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種別

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間

平成25年6月28日から平成26年3月31日まで

3 作業地域

秋田県全域

秋田県告示第282号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年5月29日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社能代テック
能代市河戸川字上西山51番地61
代表取締役 鈴木 節子
秋田県知事許可（般-20）第30036号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年5月24日付けでとび・土工工事業及び機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第283号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年5月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
東京店装
秋田市八橋本町三丁目6番18号
松 井 隆
秋田県知事許可（般-24）第1879号
- 3 処分の内容
建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年5月31日付けで建築工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第284号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
菅原建築
男鹿市船川港南平沢字観音沢4番地3
菅 原 秀 美
秋田県知事許可（般-22）第10974号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年6月3日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名

衛星通信ネットワークシステム点検整備委託

(2) 委託場所

秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎（統制局） 他100か所

(3) 委託内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成26年2月28日まで

(5) 入札の方法

本委託は、資料の提出、入札の手続を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。紙入札の承諾に関しては、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に承諾願を提出するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。

(3) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。

ア 点検実施の際、技術者は県庁第二庁舎（統制局）に常駐可能なこと。

イ 不慮の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。

ウ 都道府県の同様のシステムの点検実績があること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県総務部総合防災課計画・情報班 電話018-860-4567

(2) 契約条項を示す場所

(1)に掲げる場所

(3) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。

配布期間は平成25年6月11日（火）午前9時から同年7月4日（木）午後3時までとする（サーバ停止時間を除く。）。

ただし、上記配布方法による入手ができない場合は、あらかじめ(1)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。

ア 配布期間

平成25年6月11日（火）から同年7月4日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

イ 配布場所

(1)に掲げる担当部局

(4) 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出する場合は、平成25年6月11日（火）午前9時から同年7月4日（木）午後3時までに行うこと（サーバ停止時間を除く。）。なお、申請書及び資格確認資料が、3メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成25年6月11日（火）から同年7月4日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）の間に(1)に掲げる担当部局に持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送

すること。

ア 電子入札システムにより提出する場合は、平成25年7月12日（金）午前9時から同月22日（月）午後4時まで（サーバ停止時間を除く。）

イ 紙により持参の場合は、平成25年7月23日（火）午前10時まで秋田県総務部総合防災課計画・情報班に持参すること。

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成25年7月22日（月）午後4時。郵送先は、秋田県総務部総合防災課計画・情報班とする。

開札は、平成25年7月23日（火）午前10時から秋田県総務部総合防災課にて行う。

4 その他

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第166条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

規則第160条及び第161条の規定するところによる。ただし、規則第162条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

規則第177条及び第179条に規定するところによる。ただし、規則第178条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に掲げる部局

(9) その他

その他詳細は、入札説明書による。

5 概要

Summary

1 Subject matter of contract : Maintenance Service for a satellite communications network of Lascom

2 Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification :

3:00P.M. 4 July 2013

3 The date and time for the submission of tenders : 10:00A.M. 23 July 2013

4 Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Akita Prefectural Government, 3-1-1

Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, TEL018-860-4567

次のとおり随意契約の相手方を決定したので公告する。

平成25年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 契約に係る名称及び数量

情報集約配信システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 企画振興部情報企画課 秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年5月27日
 - 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社 秋田支店
秋田市旭北錦町5番50号
 - 5 契約金額
72,009,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
企画提案競技方式（プロポーザル方式）
 - 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当

教育委員会規則

秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年六月十一日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則

秋田県教育関係職員互助会に関する規則（昭和二十七年秋田県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年6月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,158

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

213,482

秋選管告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年6月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 88,953

能代市山本郡 25,548

横手市	27,646
大館市	21,920
男鹿市	9,213
湯沢市雄勝郡	19,822
鹿角市鹿角郡	11,279
由利本荘市	23,506
潟上市	9,537
大仙市仙北郡	31,009
北秋田市北秋田郡	11,091
にかほ市	7,484
仙北市	8,299
南秋田郡	7,318